

平成31年4月10日

第22回水俣市農業委員会

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第22回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は13名です。欠席農業委員は、9番苗床委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、5番の田上委員、6番の森口委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、22番坂口委員、25番淵上委員、27番下鶴委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は21番の前島委員をお願いします。

21番委員
(前島春美君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、順次、御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)許可不要転用届について、御説明いたします。

議案書は、1ページになります。

番号1、番号2ともに、届出人が、水俣市長です。

2件とも、危機管理防災課による防火水槽整備に係るものがございます。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、2か所とも、台帳、現況ともに、畑で、面積は、それぞれ、109.602㎡、30.03㎡です。

理由は、防火水槽用地です。

次に、6ページをお願いします。

報告事項(2)農用地利用配分計画の認可について、御説明いたします。

番号1、貸人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、ともに畑、面積が、合計7,400㎡です。

期間は、本年3月1日からの15年間となっております。

利用目的は、果樹、10a当たりの賃料を無償とし、使用賃借権による利用となっております。

場所は、7ページに、記載しております。以上で、報告事項を終了いたします。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。
議第82号 現況農地認定について、議第82号を、議題といたします。
関係委員の説明をお願いします。

12番委員
(田畑和雄君)

はい、議長

議 長

はい、12番 田畑委員に、お願いします。

12番委員

議第82号現況農地認定について、御説明いたします。
番号1 申請人、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおりです。
地目は台帳宅地、現況は樹園地になっています。
申請地は10ページを御覧ください。
この土地は、平成元年に農地として売買されたが、平成18年の国土調査により畑から宅地へ地目変更されています。しかし、農地(樹園地)としてずっと利用されており、宅地での利用はありません。現地を確認に行ってきましたが、基盤整備の所で、まったく宅地ではないということです。確認の時に本人が印鑑を押されたためこういうことになっていますが、どこで間違ったかはわからない、成り行きでなってしまったとのことです。現況は樹園地に間違いはないということで確認してきました。樹園地としてよく整備はされております。以上です。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

3番委員
(松田時義)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田委員

3番委員

資料をもらって考えたんですが、どこが問題なのかと思います。地籍調査によって畑から宅地へ変更されているということです。地籍調査があちこちで問題が出ているようです。固定資産税は宅地として課税されていると思います。農地だと固定

資産税は安い訳なんです。地籍調査で間違えていたのなら固定資産税は返還しないといけないという問題がおこってきますが、その点はどうなのでしょう。

本村参事

はい、議長

議長

はい、本村参事

本村参事

課税については、個人情報なので教えることは出来ないのですが、適正に課税されているということでございます。地目の誤りについては、地籍調査の時に農地を農地以外へ地目変更するといった場合には、農業委員会へ照会があります。その時点では畑のままでした。その後、地籍調査の結果を本人が閲覧して確認する作業があるんですが、その時はもう宅地になっていました。確認作業の時に宅地ではないとの作業が行われなかったのが現在、宅地ということで登記がされてしまっています。以上です。

事務局長

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

宅地で課税していれば、本人からクレームがあっているはずですが。今までトラブルがないということは、畑で課税してあったと推測してよいのではないかと思います。税務課は現地を見て課税しているはずなので、台帳地目は宅地、現況は畑という形で課税をしていたのだらうと思います。以上です。

議長

他にはございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

議第82号 現況農地認定については、認定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第82号 現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定いたします。

次に移ります。

議第83号 農地法第5条の許可申請について、議第83号を議題といたします。

関係委員のご説明をお願いします。

12番委員
(田畑和雄君)

はい、議長

議長

はい、12番 田畑委員に、お願いします。

12番委員

議第83号農地法第5条の許可申請について、御説明いたします。議案書は12ページです。

番号1、貸人、記載のとおりです。

借人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況ともに、畑です。面積、512㎡。

転用申請の理由は、記載のとおりです。第1種農地、使用貸借権です。

施設概要は記載のとおりです。

資金計画は記載のとおりです。

場所は13ページです。4月4日に申請人と事務局と山内委員と私で現地調査を行いました。

合併浄化槽を設置され、上下とも水路があり、何も問題がないと判断してきました。以上、現地調査及び転用に係る許可の基準から何も問題ないものと思われまますので、御審議の程よろしくお願いします。

議長

次、お願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議長

はい、10番 坂本委員に、お願いします。

10番委員

おはようございます。農地法第5条の許可申請の2番について説明します。

貸人、記載のとおりです。

借人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は1筆目、台帳、現況ともに畑、面積、506㎡です。2筆目、台帳畑、現況通路、面積、314㎡です。

転用理由は、記載のとおりです。

場所は15ページを御覧ください。4月4日に貸人、借人の子、事務局、野間委員、私で現地調査を行いました。2筆目の方が道になっています。始末書が出されています。ここは道下でありますので排水の方が問題になってきています。排水計画を16ページに書いてあります。上の方が道ですが傾斜になっておりますので排水、雨水は道の方に上げられないので、下の方に流すように浄化槽を造っておられますので、問題がないと思

います。15ページの現在住んでおられます所からの排水も流れておりますので、排水の方は問題ないかと思えます。現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建設しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。関係委員より詳しく説明がありましたが、担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第83号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

議第83号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当を、本会の意見として決定いたします。

議 長

次に移ります。

議第84号 農用地利用集積計画の申出について、議第84号を議題といたします。

まず、新規設定の6番、7番から説明をお願いします。

なお、この案件の借人の委員は議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、借人の委員の退場をお願いします。

議 長

では、関係委員の説明をお願いします。

14番委員
(中村清治君)

はい、議長

議 長

はい、14番 中村委員に、お願いします。

14番委員

おはようございます。農用地利用集積計画の申出について、利用権申請の6番と7番について御説明します。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

始期終期については2019年5月1日から2024年4月30日まで、期間5年間、利用目的は水稻、借賃は全体で年間43,000円です。利用権の種類、賃借権です。

借人は、芦北町大字佐敷424番地 あしきた農業協同組合代表理事組合長 丁 道夫さん。農協を介しまして農地利用集積円滑化事業で、借人が記載のとおりです。

借人の経営面積、記載のとおりです。

水稻を作っておられます。借人は20年間そこを自分で借りて作っておられましたが、今回、農協の利用集積円滑化事業で手続きをしたとのことでした。

申請地は26ページを御覧ください。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いたします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の委員がお休みですので補足説明はなしということです。関係委員より詳しく説明がありました。御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第84号 農用地利用集積計画の申し出の新規設定6番、7番については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第84号 農用地利用集積計画の申し出の新規設定6番、7番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

山澤委員の入場を認めます。

議 長

では、他の新規設定と再設定の説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田委員に、お願いします。

3番委員

失礼します。利用権の申請の1番について御説明します。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳田、現況畑。面積642㎡の内の619㎡、始期終期は2019年5月1日から2024年3月31日まで、期間4年11ヶ月、利用目的は野菜、借賃は無償です。利用権の種類は使用貸借権です。

借人は、記載のとおりです。

経営面積は記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。借入人に4月2日に会いました。こんなにたくさん出来るのですかと確認をしました。とにかくやってみたいということです。

申請地は21ページを御覧ください。

本人の意思確認もしましたので、以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。次をお願いします。

11番委員
(池田郁雄君)

はい、議長

議長

はい、11番 池田委員に、お願いします。

11番委員

議第84号の農用地利用集積計画の申出の新規設定の2番について御説明します。

貸人は記載のとおりです。

借人は記載のとおりです。

土地の所在は記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに田、面積は1,615㎡です。始期終期は2019年5月1日から2024年4月30日までの期間5年間です。利用目的は水稻です。借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。経営面積は記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。

申請地は22ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

次をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議長

はい、10番 坂本委員に、お願いします。

10番委員

農用地利用集積計画の申出の利用権申請の3番と4番について御説明します。

3番の貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑、面積1,985㎡内の1,865㎡、始期終期は2019年6月1日から2029年5月31日まで、期間10年間、利用目的はアボガド、借賃は全体で年間18,000円、利用権の種類、賃借権です。

借人は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社 理事長 島田邦満さんです。申請地は23ページを御覧ください。

以上ですので、御審議の程よろしく申し上げます。

続きまして、4番を説明します。

貸人は、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。面積は27,808㎡内の24,481㎡、始期終期は2019年6月1日から2029年5月31日まで、期間10年間、利用目的は牧草、借賃は無償です。利用権の種類は、使用貸借権です。

借人は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社 理事長 島田邦満さんです。申請地は24ページを御覧ください。以上ですので、御審議の程よろしく申し上げます

議 長

ありがとうございました。次をお願いします。

6番委員
(森口信二君)

はい、議長

議 長

はい、6番 森口委員に、お願いします。

6番委員

おはようございます。議第84号 農用地利用集積計画の申出について利用権の新規番号5番について説明します。

貸人は記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田です。面積671㎡、始期終期は2019年6月1日から2029年5月31日まで、期間10年間、利用目的は水稻、貸賃は全体で年間9,687円、利用権の種類は賃借権です。

借人は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社 理事長 島田邦満さんです。申請地は25ページを参照ください。

議 長

次をお願いします。

6番委員
(田畑和雄君)

はい、議長

議 長

はい、12番 田畑委員に、お願いします。

12番委員

8番、利用権申請について説明します。

貸人は記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。地目は台帳宅地、現況樹園地、これは甘夏・レモン・デコポンです。面積4,423.84

m²。 始期終期は2019年5月1日から2024年4月30日まで、期間5年間、利用目的は果樹、借賃は無償、利用権の種類、使用貸借権です。

借人は、記載のとおりです。経営面積は記載のとおりです。

従事者は記載のとおりです。

申請地は27ページです。

4月4日に現地を山内委員と見に行ってきましたが、良く手入れしてありました。御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

次をお願いします。

6 番委員
(森口信二君)

はい、議長

議 長

はい、6番 森口委員に、お願いします。

6 番委員

議第84号 農用地利用集積計画の申出について利用権の新規番号9番について説明します。

貸人は記載のとおりです。

土地の所在は記載のとおりです。

地目は台帳田、現況畑、面積は2,303m²、始期終期は2019年5月1日から2024年4月30日まで、期間は5年間、利用目的は玉葱です。借賃は全体で年間玄米60kg、利用権の種類は賃借権です。

借人は、記載のとおりです。

経営面積は記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。

申請地は28ページを御覧ください。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

次は再設定について説明をお願いします。

11 番委員
(池田郁雄君)

はい、議長

議 長

はい、11番 池田委員に、お願いします。

11 番委員

議第84号 農用地利用集積計画の申出の再設定1番について御説明します。

貸人は、記載のとおりです。

借人は、記載のとおりです。

土地の所在は記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田で面積1,188m²です。始期終期は2019年5月1日から2024年4月30日までの期間5年間です。利用目的は水稻で借賃は無償、利用権の種類

は使用貸借権です。借人の経営面積は、記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。申請地は22ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます

議長 ありがとうございます。次をお願いします。

2番委員
(松本公昭君) はい、議長

議長 はい、2番 松本委員に、お願いします。

2番委員 議第84号 農用地利用集積計画の申出について利用権の再設定2番について説明します。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑、面積3,980㎡、始期終期は2019年5月1日から2024年4月30日まで、期間5年間、利用目的は玉葱、借賃は全体で年間18,000円、利用権の種類、賃借権です。

借人は、記載のとおりです。

経営面積は記載のとおりです。申請地は29ページを御覧ください。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。最後の再設定3番は、私の担当地域ですので、私から説明いたします。

利用権の再設定番号3。

貸人は、記載のとおりです。

土地の所在は記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田です。面積が709㎡、始期終期は2019年5月1日から2024年4月30日まで、期間5年間です。利用目的は水稻と玉葱、借賃は全体で年間7,100円、利用権の種類が賃借権です。

借人は、記載のとおりです。

経営面積は記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。申請地は30ページを御覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

議 長 新規設定、再設定について、関係委員から、詳しく説明がありました。御質疑、御意見はございませんか。

3 番委員
(松田時義君) はい、議長

議 長 はい、3 番 松田委員。

3 番委員 事務局に質問します。先ほど袋の宅地を樹園地に認定した訳ですけれども、今度また新規設定が出ていますが、すぐ出来るということに私はびっくりしました。農業委員会は仕事が早いなあと思いました。役所の他の部署に行ったら2回、3回行かないといけない。しかも一週間か10日後に来てくださいということ。新規設定はすぐ出来るという訳ですね。

本村参事 はい、議長

議 長 はい、本村参事

本村参事 現況農地認定についてはきちんとした手続きを踏んでというところで行っていますが、実際現地は農地ですので農地法の適用がかかります。農地法に規定する農地でありますので設定が出来ると思っています。そこが不明な場合は難しい部分もあるんですが、元々農地で誤って宅地になってしまったという部分でこれまでもずっと果樹を栽培されているのでその辺は問題ないと思っています。農地台帳の管理として地目が農地以外の場合、農地台帳に登録をしても、法務局で地目が宅地や山林の場合は農業委員会の許可を受けなくても所有権移転や地目変更とか通っていったりもするので、きちんと所有者に農地であると自覚させるために農地認定という作業を行っているところなんです。

議 長 ほかに、御質疑、御意見はありませんか。

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第84号 農用地利用集積計画の申し出については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長 ご質疑、ご異議もないようですので、議第84号 農用地利用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに

決定いたします。

議 長

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、
第22回水俣市農業委員会会議を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員